

登園届(新型コロナウイルス)

すみれ保育園施設長 殿

園児氏名

(医療機関名) _____において、新型コロナウイルス感染症と診断されました。以下の通り、登園基準以上の期間が経過し、症状が回復し、集団生活に支障がない状態となりましたので、_____年 月 日より、登園いたします。

日付を記入して下さい。

発症日：_____年 月 日 (無症状の場合は検体採取日)

診断日：_____年 月 日

解熱日：_____年 月 日

保護者名

保護者の皆様へ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが快適に生活できるよう、医師の診断に従い登園のめやすを参考に、登園届の記入及び提出をお願いします。

＜参考＞新型コロナウイルス感染症について

- ・感染しやすい時期：発症の2日前から、発症後7～10日程度まで。(特に発症後5日間)
- ・登園のめやす：①発症後5日を経過し、②症状が軽快した後1日を経過していること。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態を指します。

※無症状の感染の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過したら登園可能となります。

①・②を両方満たしたら登園可能となります。下記に日付を記入すると登園可能日が分かります。

①発症後5日 ※発症した当日(無症状の場合は検体採取日)が0日目。						
発症日 (月 日)	1日目 (月 日)	2日目 (月 日)	3日目 (月 日)	4日目 (月 日)	5日目 (月 日)	登園可能日 (月 日)
②症状軽快後1日 ※解熱した当日が0日目。						
発症日 (月 日)	症状が軽快した日 (月 日)		1日目 (月 日)		登園可能日 (月 日)	

※本様式は、厚生労働省・子ども家庭庁の「保育所感染症対策ガイドライン」に基づき、作成しています。